

第 10 章 MRF 自動スweep取 扱 約 款

第1条 （約款の趣旨）

この約款は、お客さま（個人のお客さまに限ります。）と当社との間の MRF の自動取得・自動換金（以下、「MRF 自動スweep」といいます。）に関する取扱いを定めることを目的とするものです。

第2条 （MRF自動スweepの利用）

お客さまは、当社所定の申込書に必要事項を記入し、署名、捺印のうえ申込み、当社の諸手続きが完了した後に MRF 自動スweepを利用できます。

第3条 （野村MRFの口座設定）

お客さまは、証券総合サービス申込時に野村 MRF を設定していただくものとします。

第4条 （ご入金・ご出金・野村MRFの自動スweep）

(1) ご入金の取扱い

- ① お客さまが、金銭を当社に払込む場合、特にお客さまより申出がない限り、野村 MRF の取得申込があったものとして取扱いします。
- ② なお、お客さまが、有価証券等の買付代金等の充当のために金銭を当社に払込む場合であっても、当該買付代金等の払込期日の前営業日正午までに当該払込金の受入を当社が確認できたものについては、特にお客さまより申出がない限り、野村 MRF の取得申込があったものとして取扱いします。
- ③ 上記①にかかわらず、お客さまが有価証券等の買付代金等を超える額の金銭を払込み、当該買付代金等の払込期日の前営業日正午を過ぎて払込金の受入を当社が確認できた場合は、その差額分についてのみ、特にお客さまより申出がない限り、野村 MRF の取得申込があったものとして取扱いします。
- ④ 上記①、②および③の場合、正午までに当社が当該払込金の受入を確認できたものについては払込日の当日に、正午を過ぎて当社が当該払込金の受入を確認できたものについては払込日の翌営業日に、野村 MRF をお客さまに代わって取得します。

(2) ご出金の取扱い

お客さまが、当社に金銭の引出請求を行った場合、有価証券その他当社において取扱う証券・証書・権利または商品の取引等による預り金（以下、「預り金」といいます。）を優先して出金します。当該預り金を超える額の金銭の引出請求を行った場合、その差額分について当日受取りを希望する場合は野村 MRF のキャッシング（即日引出）の申込みがあったものとして取扱い、翌営業日の受取りを希望する場合、野村 MRF の換金の申込みがあったものとして取扱いします。

(3) 有価証券等の取引による野村 MRF の自動スweepの取扱い

① 野村 MRF の自動取得

預り金については、特にお客さまより申出がない限り、野村 MRF の取得申込みがあったものとして取扱い、当社は支払開始日に野村 MRF をお客さまに代わって取得します。

② 野村 MRF の自動換金

有価証券等の取引等により、当社に金銭の払込が必要となる場合は、払込期日の前営業日に、野村 MRF の換金の申込みがあったものとして取扱い、当社が払込期日の前営業日に野村 MRF の換金を行います。なお、野村 MRF の残高が当該金銭に満たない場合は、野村 MRF の残高をすべて換金するものとします。（ただし、再投資前の分配金は除きます。）

(4) お客さまの取引状況等によっては、上記(1)(2)(3)の定めと異なる取扱いをする場合があります。

第5条 （MRF自動スweepの内容等の変更）

当社は、お客さまに通知することなく、MRF 自動スweepの内容を変更することがあります。

第6条 （解 約）

(1) MRF 自動スweepは、次の各号のいずれかに該当したときに解約されるものとします。

- ① お客さまから MRF 自動スweepの解約の申出があった場合
- ② 野村 MRF 自動けいぞく（累積）投資契約が解約された場合
- ③ やむを得ない事由により、当社が MRF 自動スweepの解約を申出た場合

(2) MRF 自動スweepを解約した場合は、野村 MRF ならびに第 4 条に定める取扱いをすべて解約するものとします。